

## 半田市小学校児童早朝居場所づくり事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登校時間より早く保護者が出勤する家庭において、児童が安心して過ごせる居場所を整えるとともに、保護者が安定して就労することができる小学校児童早朝居場所づくり事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業等)

第2条 この事業は、小学校施設内で始業前の児童が安心して過ごせる居場所を提供するものとする。

2 実施場所への児童の送迎は、保護者又は当該保護者が指定した者が行うものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、第6条で規定する小学校(以下、「実施校」とする)に在籍する児童（以下「対象児童」という。）とする。

### (実施時間)

第4条 事業の実施時間は、原則として午前7時から午前8時までとする。

### (休業日等)

第5条 事業を実施する日は、土、日、祝日及び長期休暇（学期の終業式又は修了式の翌日から次学期の始業式の日の前日まで）を除く日とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校行事等により実施場所を確保することができない日は、事業を実施しない。

3 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

### (実施場所)

第6条 事業は別表に掲げる実施校内の実施場所において実施する。

### (学校設備の使用)

第7条 市長は、事業の実施に際し、実施校の施設及び設備（以下「学校設備」という。）を使用する場合は、実施校の校長と協議の上、あらかじめ半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、半田市立学校管理規則（昭和34年半田市教育委員会規則第7号。）第23条第2項に基づく承認を受けなければならない。

2 前項の実施校の校長と協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業において使用する実施校の学校設備
- (2) 前号の学校設備の使用日時及び期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長及び実施校の校長が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、実施校の校長は校務の正常な運営に支障があると認めるときは、学校設備の使用日時を変更することができる。

(管理の委託)

第8条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、事業の全部又は一部を委託することができる。

(配置)

第9条 市長又は前条の規定により委託を受けた事業者は、実施場所に係員を2名以上配置するものとする。

(費用の負担)

第10条 事業の利用に係る費用は、無料とする。

(利用登録等)

第11条 事業を利用しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ半田市早朝ひろば利用申込書(様式第1)を市長に提出し、利用登録しなければならない。

2 前条の規定による利用登録した者は、登録内容に変更があったとき又は利用を終了するとき、半田市早朝ひろば利用登録変更・終了届(様式第2)を市長に提出するものとする。

(利用登録の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 実施校に在籍する児童でなくなったとき。
- (2) 保護者又は当該保護者が指定する者が、対象児童を実施場所へ送迎しなくなったとき。
- (2) 学校設備の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(管理責任)

第13条 事業の管理責任については、原則として市長が負い、教育委員会は、学校の設備に管理上の欠陥がある場合を除き、児童の居場所の実施について、管理責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

(準備行為)

2 小学校児童早朝居場所づくり事業に係る利用登録その他の必要な行為については、

この要綱の施行の日前においても行うことができる

別表

実施校	実施場所
半田市立さくら小学校	生涯学習施設内会議室

様式第1（第11条関係）

半田市早朝ひろば利用申込書

年 月 日

半田市長 殿

児童の保護者 氏名  
住所  
電話  
メールアドレス

以下のとおり、早朝ひろばの利用登録を申し込みます。  
※事業運営に当たり必要とする個人情報の利用に同意します。

フリガナ		学校名・ 学年	小学校 年
児童氏名			
児童 生年月日	年 月 日		
緊急時の 連絡先	①氏名	続柄（ ） 電話番号	—
	②氏名	続柄（ ） 電話番号	—
利用頻度 （予定）	（記入例：毎日（学校開校日）、週に2～3回、週に1回、月に2回、月に1回）		

※入力された個人情報は、小学校からの照会又は小学校児童早朝居場所づくり事業以外の目的には利用しません。

様式第2（第11条関係）

半田市早朝ひろば利用登録変更・終了届

年 月 日

半田市長 殿

児童の保護者 住所  
氏名  
電話  
メールアドレス

1. 届出事由  
変更・終了

2. 変更内容（終了の場合は、記載する必要はありません。）

※事業運営に当たり必要とする個人情報の利用に同意します。

フリガナ			
児童氏名		学校名・ 学年	小学校 年
児童 生年月日	年 月 日		
緊急時の 連絡先	①氏名	続柄（ ） 電話番号	—
	②氏名	続柄（ ） 電話番号	—
利用頻度 （予定）	（記入例：毎日（学校開校日）、週に2～3回、週に1回、月に2回、月に1回）		

※入力された個人情報は、小学校からの照会又は小学校児童早朝居場所づくり事業以外の目的には利用しません。